**雇用・子育て定住促進住宅整備PFI導入可能性調査業務に係る**

**公募型プロポーザル実施要項**

## １．事業の趣旨・目的

老朽化した町営住宅2地区を同時整備する事で、雇用促進、人口流入を促すための住宅建て替え事業。

そのために、子育て世帯、若者世代、高齢者が住みやすい公営住宅とするために求められる住宅設備等の地域ニーズ調査および、民間事業者が持つ事業ノウハウや資金を活用し、子育てしやすい環境の整備をおこない、町の財政縮減を図りつつ、公共サービスの提供に寄与するため、ＰＦＩ事業の導入可能性について調査を行う。

導入可能性調査の受託候補者を選定するため、公募型のプロポーザル方式によりプロポーザル提案書（以下「提案書」という。）を求め、評価基準を元に審査する。

## ２．業務概要

1. 事業名称

雇用・子育て定住促進住宅整備PFI導入可能性調査業務

1. 調査業務内容
2. 基本的条件の整理
3. 事業スキームの検討
4. 概略事業計画の作成
5. 民間事業者ヒアリング
6. VFM検討
7. PFI導入の評価及び詳細事業スキームの検討
8. 施設計画図プラン案の作成
9. 報告書とりまとめ
10. その他

※調査業務内容の詳細は別紙「業務仕様書（案）」参照の事

1. 業務場所

身延町下山地内（別紙参照）

1. 業務履行期間

契約締結日から令和４年２月２５日まで（予定）

1. 委託上限金額

１，６５０千円（税込）

## ３．参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（２）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

（３）山梨県市町村総合事務組合による競争入札参加資格定期審査（令和３・４年度）を受けて身延町入札参加有資格者名簿に登載されている者で、身延町物品購入等契約に係る指名停止等措置要綱（平成２６年身延町訓令第４号）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者。

（４）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

（５）令和元年度から令和２年度までに、PFI手法による定住促進住宅等の整備等に関する事業に係る民間活力の導入可能性に関する調査業務および事業実施アドバイザーの元請けとしての受注実績を３件以上有すること。

## ４．スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 日程 | 備考 |
| * 1. 募集開始
 | 令和３年　４月１２日（月） | ＨＰへの募集要項等掲載 |
| * 1. 質問の受付期間
 | 令和３年　４月１２日（火）～１５日（木） | 様式第４号 |
| * 1. 質問への回答
 | 令和３年　４月１９日（月） | メールで回答、ＨＰ公開 |
| * 1. 提案意向申請書の提出期限
 | 令和３年　４月２０日（火） | 様式第１号 |
| * 1. 第１次審査：書類選考
 | 令和３年　４月２１日（水） |  |
| * 1. 第１次審査の結果発送
 | 令和３年　４月２２日（木） |  |
| * 1. 提案書の提出期限
 | 令和３年　４月２８日（水） | 様式第２～３号他 |
| * 1. 第２次審査：書類選考・ヒアリング
 | 令和３年　４月３０日（金）～５月１１日（火） | ヒアリングを行う場合は別途通知 |
| * 1. 選定結果通知
 | 令和３年　５月１２日（水） | 選定結果通知 |
| * 1. 契約締結（予定）
 | 令和３年　５月中旬 | 契約課経由 |

## ５．参加手続

## （１）担当部署及び問い合わせ先

身延町役場建設課

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350

電話番号　0556-42-4808 FAX番号　0556-42-2127

メールアドレス　kensetsu@town.minobu.lg.jp

## （２）募集要項等の配布

（ア）配布期間

令和３年４月１２日（月）から令和３年４月１５日（木）まで

（午前９時から午後５時まで）

（イ）配布場所

上記（１）の担当部署で配布するほか、身延町ホームページ(<https://www.town.minobu.lg.jp/>)からダウンロードすることができる。

## （３）実施要項に関する質問受付及び回答

（ア）受付期間

令和３年４月１２日（月）から令和３年４月１５日（木）午後５時まで

（イ）提出場所

上記（１）に同じ。

（ウ）質問方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。電話、FAX及び口頭並びに持参等は不可とする。質問書（様式2)を使用し、件名を「雇用・子育て定住促進住宅整備PFI導入可能性調査業務に係る質間」とし、上記（１）宛に電子メールで送信するものとする。

（エ）質問書類の様式

別紙「質問書」を参照

（オ）質問に対する回答

①回答日時

令和３年４月１９日（月）

②回答方法

質問への回答は身延町ホームページ(<https://www.town.minobu.lg.jp/>)に掲示し、個別には回答しない。

## （４）提案意向申請書の提出期限、提出場所及び提出方法等

（ア）提出期間

令和３年４月２０日（火）午後５時まで

（イ）提出場所

上記（１）に同じ。

（ウ）提出方法

持参（平日の午前９時～午後５時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

（エ）提出書類

別紙「プロポーザル提案意向申請書及びプロポーザル提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）参照

## （５）提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提案意向申請書による第１次審査により選定され、提案書の提出要請があった参加者は、提案書を提出すること。

（ア）提出期限

令和３年４月２８日（水）まで

※提出期限後に到着した場合は無効とする。

（イ）提出場所

上記（１）に同じ。

（ウ）提出方法

持参（平日の午前９時～午後５時まで）

（エ）提出書類

別紙「作成要領」参照

## ６．評価方法等

公募型のプロポーザル方式により提案書を求め、提案内容等の評価基準を元に総合的に評価・審査し受託候補者を選定する。

1. 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

1. 評価方法

　第１次審査　提案意向申請書について担当部署が審査し、提案書の提出を求める者を選定する。

1. 第２次審査　提案書について雇用・子育て定住促進住宅整備PFI導入可能性調査業務評価委員会が審査する。
2. ヒアリングの実施

　提案内容の説明を求める必要がある場合は、応募者にヒアリング（書類形式を含む）を行う。なお、その場合の詳細な日程等については、別途、応募者に対して通知するものとする。

1. 候補者の選定方法
2. 失格者（（５）その他　に記載）を除いた者の内、（２）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
3. 最高点の者が複数の場合は、委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で委託業務参考見積価格を再作成し、再提出された委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
4. （ア）、（イ）に関わらず、総合点が６０点未満の場合は、候補者として選定しない。
5. その他

　次に掲げる事項に該当するものは、失格とする。

1. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
2. 本募集要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
3. 委託業務参考見積価格の金額が２（１２）の委託上限額を超える場合
4. 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
5. その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## ７．選定結果の通知及び公表

提案書の提出を求める者の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者選定後、企画提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

## ８．契約手続

（１）契約交渉の相手方に選定された者と身延町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

（２）契約代金の支払いについては、精算払いとする。

（３）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## ９．その他

（１）辞退に係る取扱い

申請書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付した上で書面により届け出るものとする。（様式任意）

（２）提出書類に関する注意点

（ア）資料提出後に、資料の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。

（イ）町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

（ウ）提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

（エ）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第第 51 号）に定める単位とする。

（３）申請書及び提案書の取扱等

（ア）提出された申請書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、身延町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

（イ）提出された提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用については、提案者の責任において行うものとする。なお、提出された提案書は、委託候補者の選定のために必要な範囲内において複製を作成する。

（ウ）提出された応募書類は返却しない。